

# 芸術・芸能の職場における 熱中症対策について

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター ばく露評価研究部 部長  
齊藤宏之

saitoh@h.jniosh.johas.go.jp



**JNIOOSH**

National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

# 本日の構成

---

- 熱中症とは？
- 熱中症の発生状況
- 労働現場における熱中症防止対策
- 法令改正による規制強化
- 芸術・芸能の職場における熱中症対策を考える

# 1. 熱中症とは？

---

- 熱中症とは？
- 熱中症の発生状況
- 労働現場における熱中症防止対策
- 法令改正による規制強化
- 芸術・芸能の職場における熱中症対策を考える

# 熱中症とは？

- 高温多湿な環境下において，
  - 体内の水分・塩分のバランスが崩れたり，
  - 体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称。
- 熱失神，熱痙攣，熱疲労，熱射病などを含む。
- 重症度によってI度，II度，III度，IV度に分類。

# 熱中症の種類と重症度

## 熱失神 ⇒ I度（軽症）

皮膚血管の拡張によって血圧が低下し、脳への血流が悪くなることによって起きる、熱中症の最初期の症状です。

- ・めまい
- ・一時的な失神
- ・顔面蒼白
- ・脈が速く、弱くなる

## 熱疲労 ⇒ II度（中等症）

大量に汗をかいた後、水分の補給が追いつかないことにより脱水症状となります。

- ・全身倦怠感
- ・頭痛
- ・悪心・嘔吐
- ・集中力や判断力の低下

## 熱けいれん ⇒ I度（軽症）

大量に汗をかいた後、塩分を取らずに水だけを補給した結果、血液中の塩分濃度が低下したときに起きる症状です。

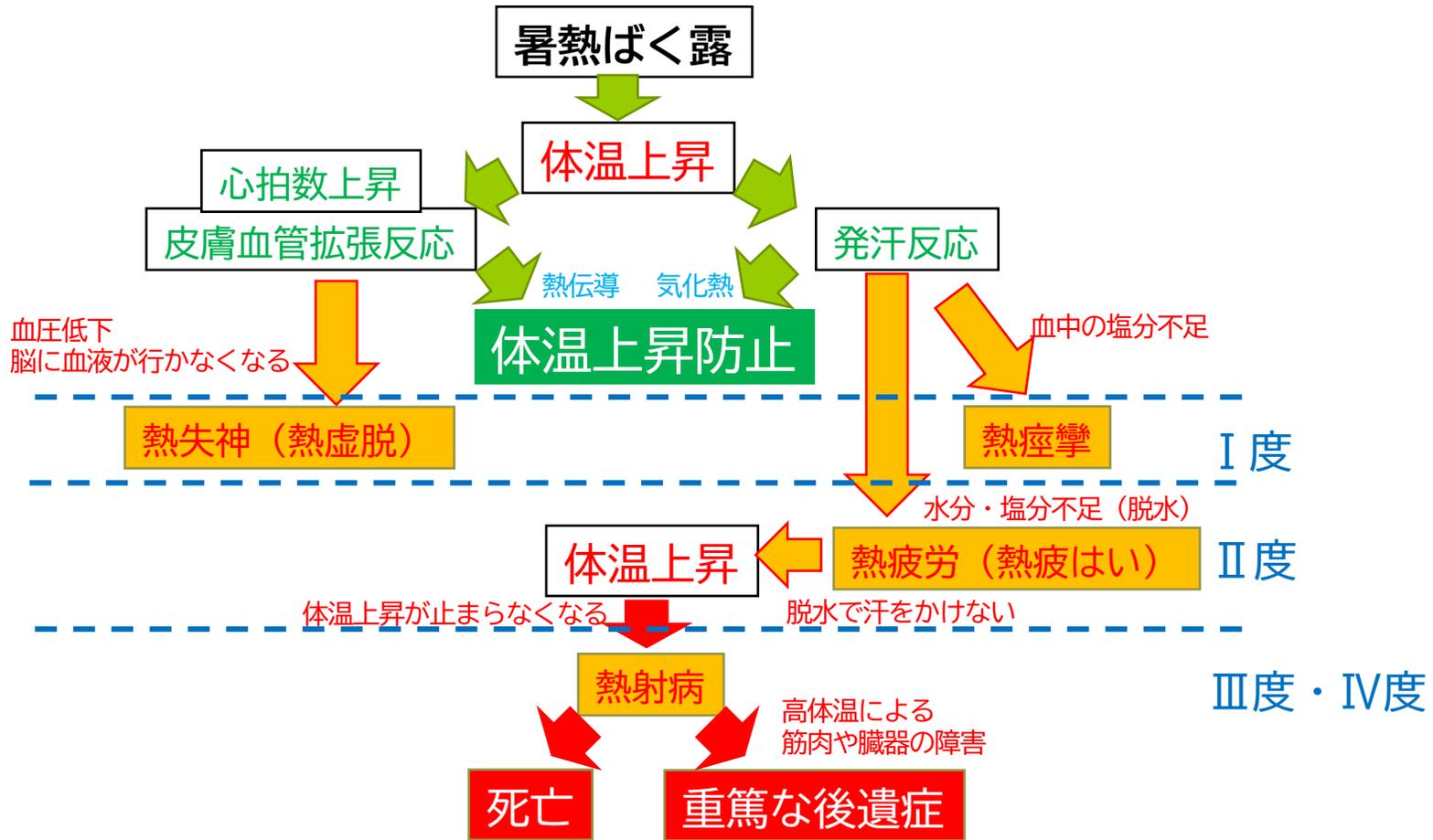
- ・筋肉痛
- ・手足がつる（こむら返り）
- ・筋肉が痙攣する

## 熱射病 ⇒ III度・IV度（重症）

体温の上昇のため中枢機能や臓器に異常をきたした状態です。対応を誤ると命に関わる状態です。

- ・体温が高い
- ・意識障害
- ・呼びかけや刺激への反射が弱い
- ・言動が不自然
- ・ふらつく

# 熱中症のメカニズム (概略)

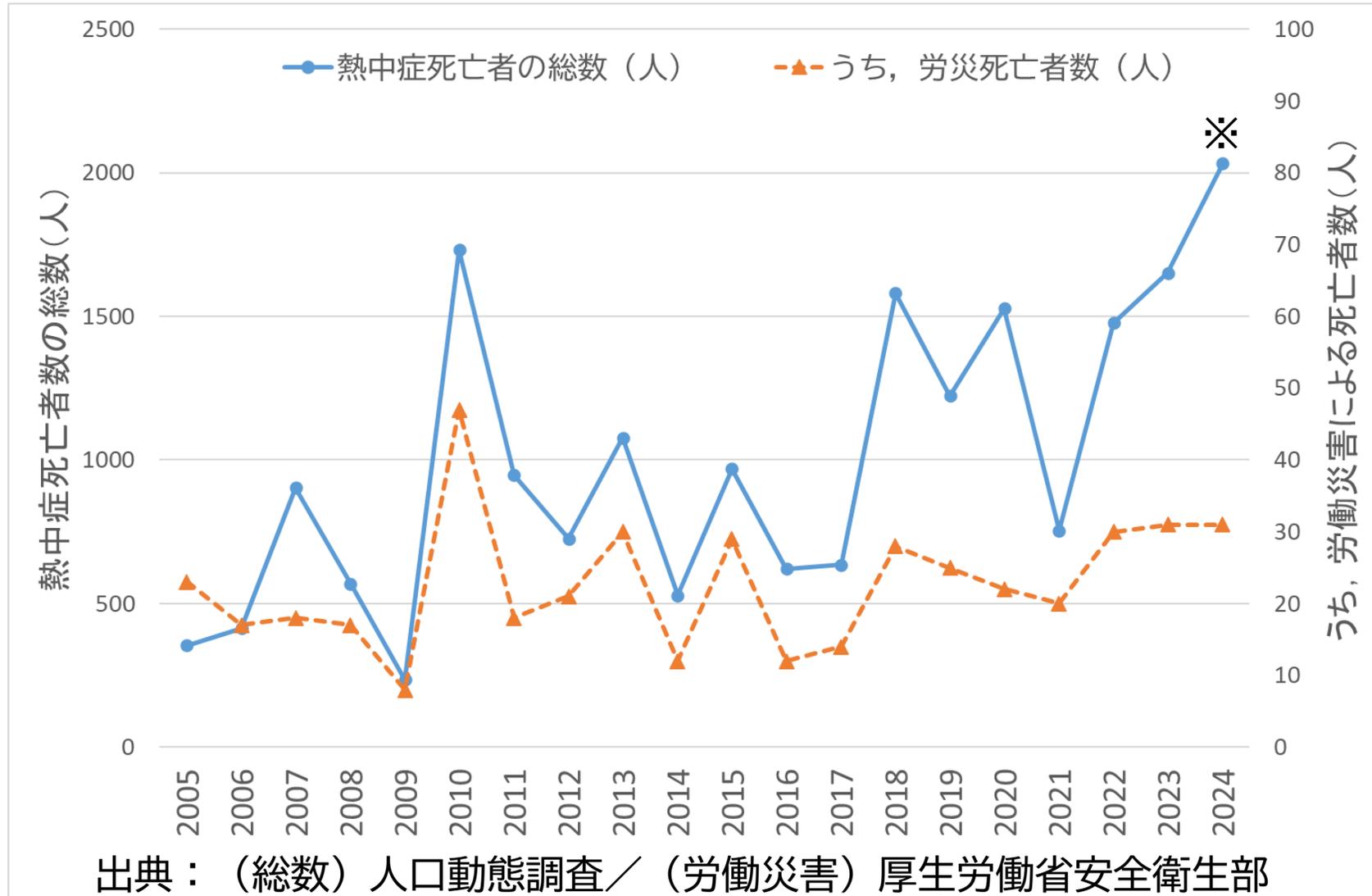


どこかでこの流れを止めれば  
熱中症にならない  
(または重症化しない)

## 2. 熱中症の発生状況

- 熱中症とは？
- 熱中症の発生状況
- 労働現場における熱中症防止対策
- 法令改正による規制強化
- 芸術・芸能の職場における熱中症対策を考える

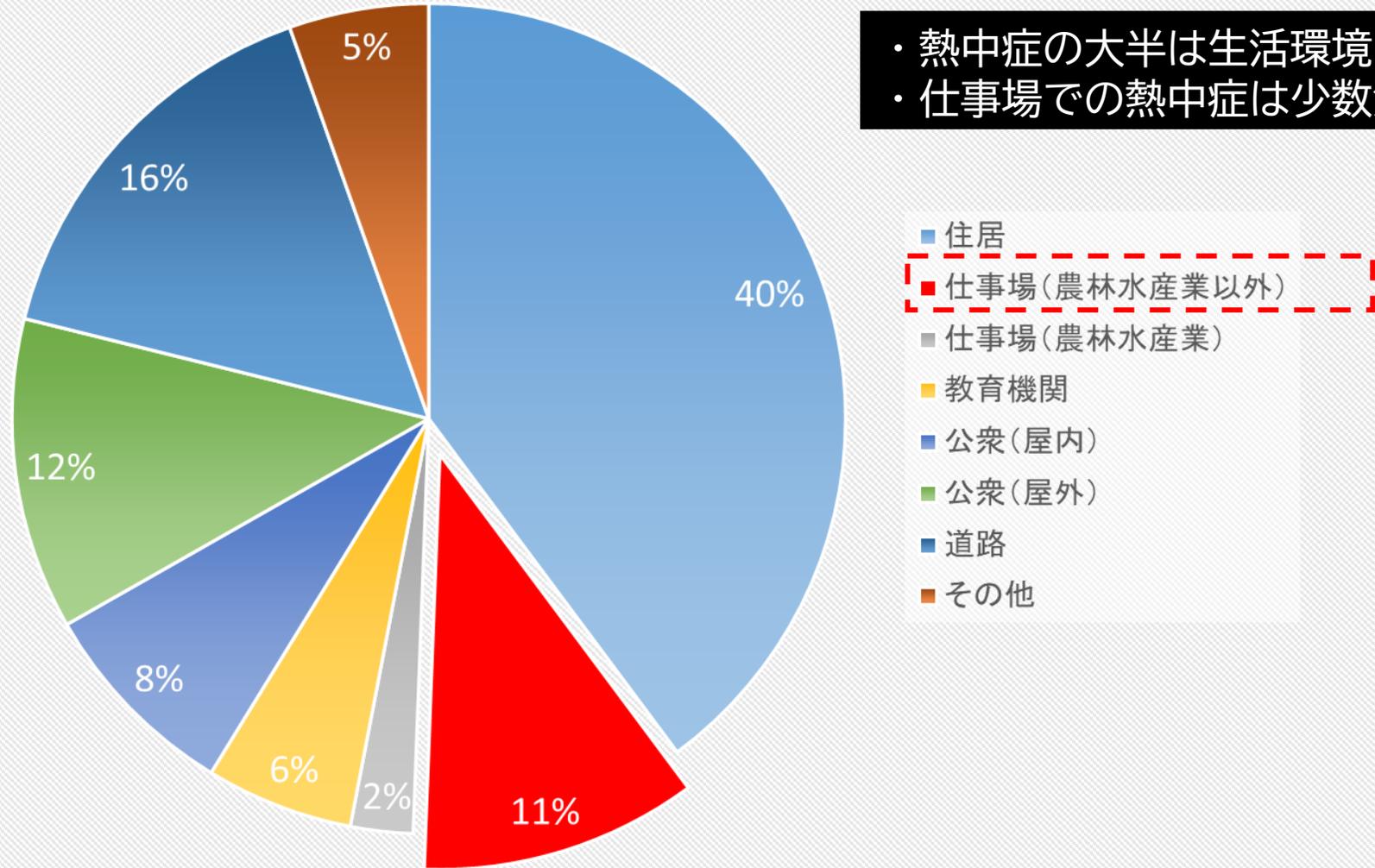
# 熱中症死亡者数（総死亡者数と労災死亡者数）



※2024年の死亡者数は  
6月～9月の死亡者数  
(概数)

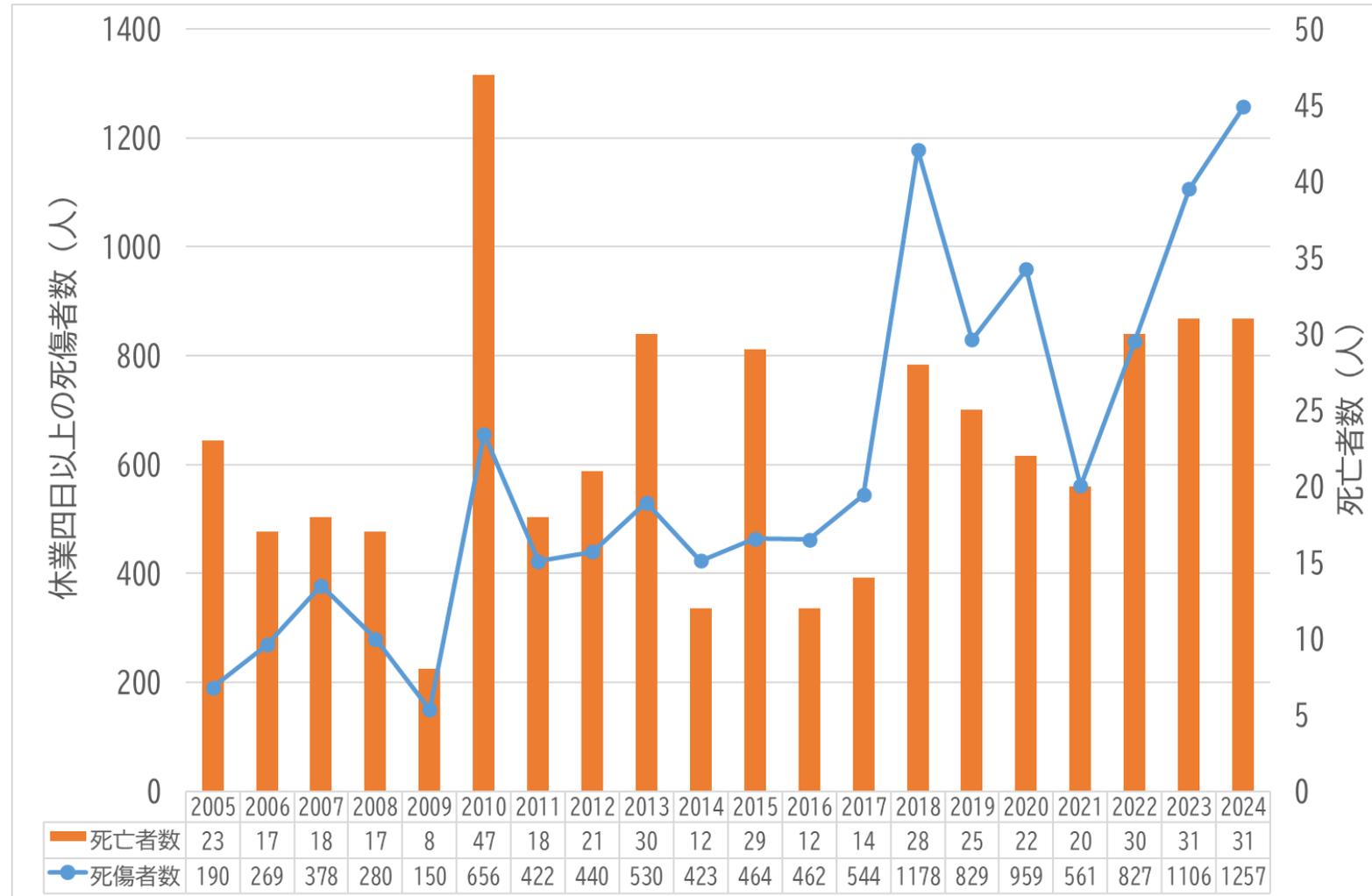
# 熱中症の発生場所（2017～23年） （救急搬送データによる）

・ 熱中症の大半は生活環境で発生。  
・ 職場での熱中症は少数派。



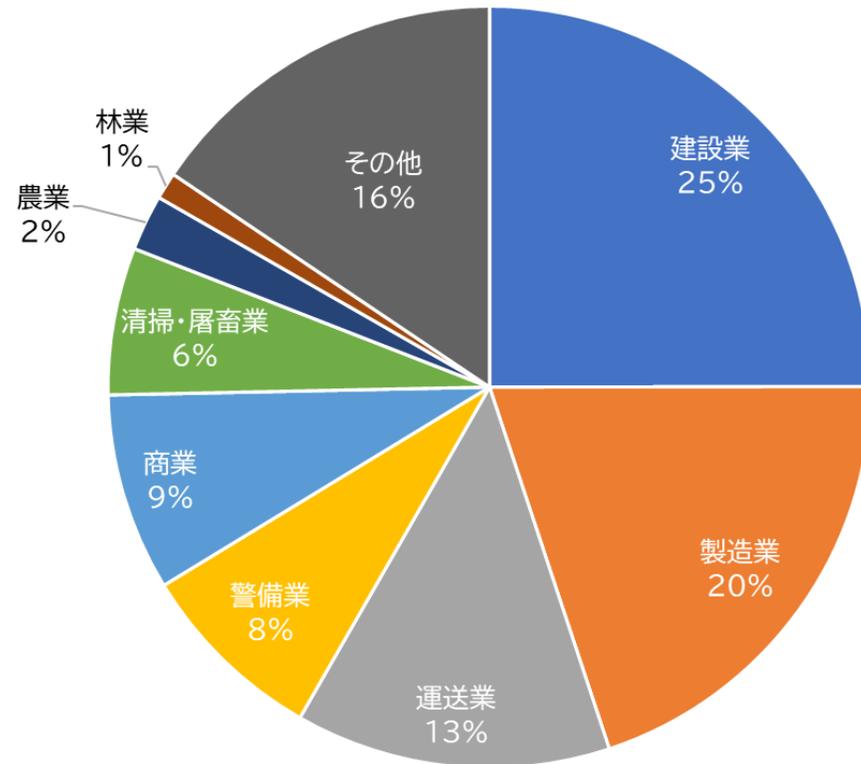
出典： 消防庁，「消防の動き」

# 業務上の死傷者数・死亡者数の推移

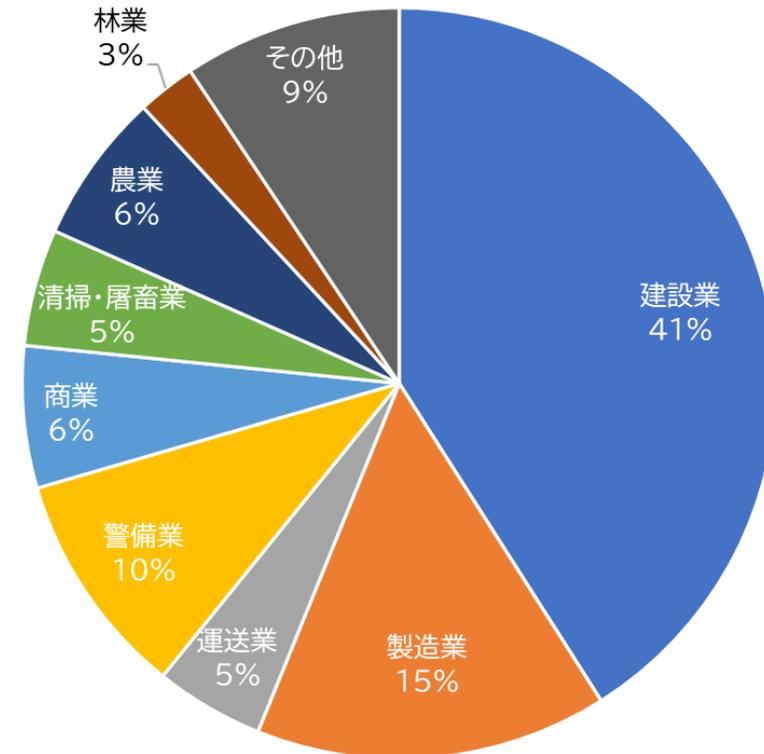


# 熱中症による業種別死傷者数

業種別死傷者数



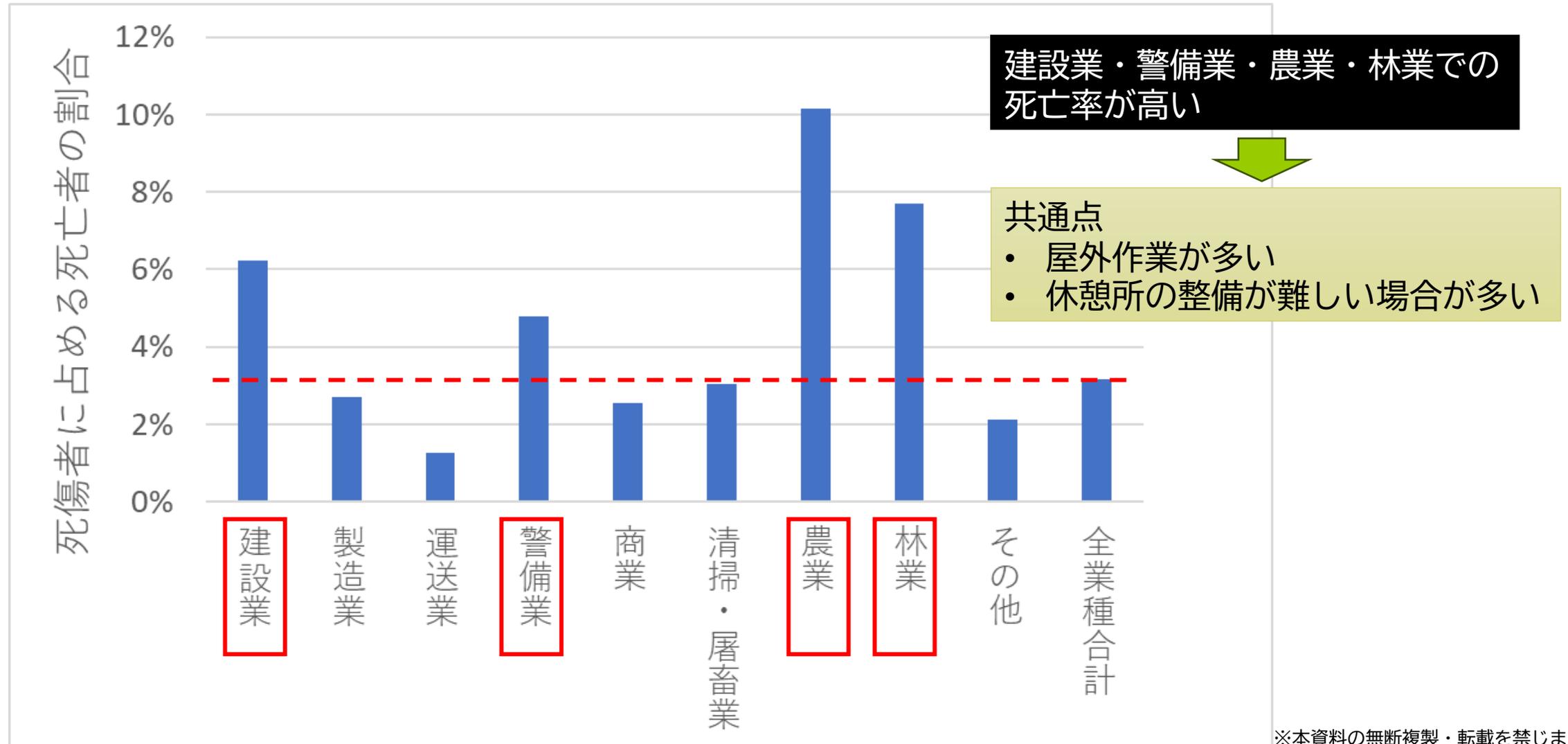
業種別死亡者数



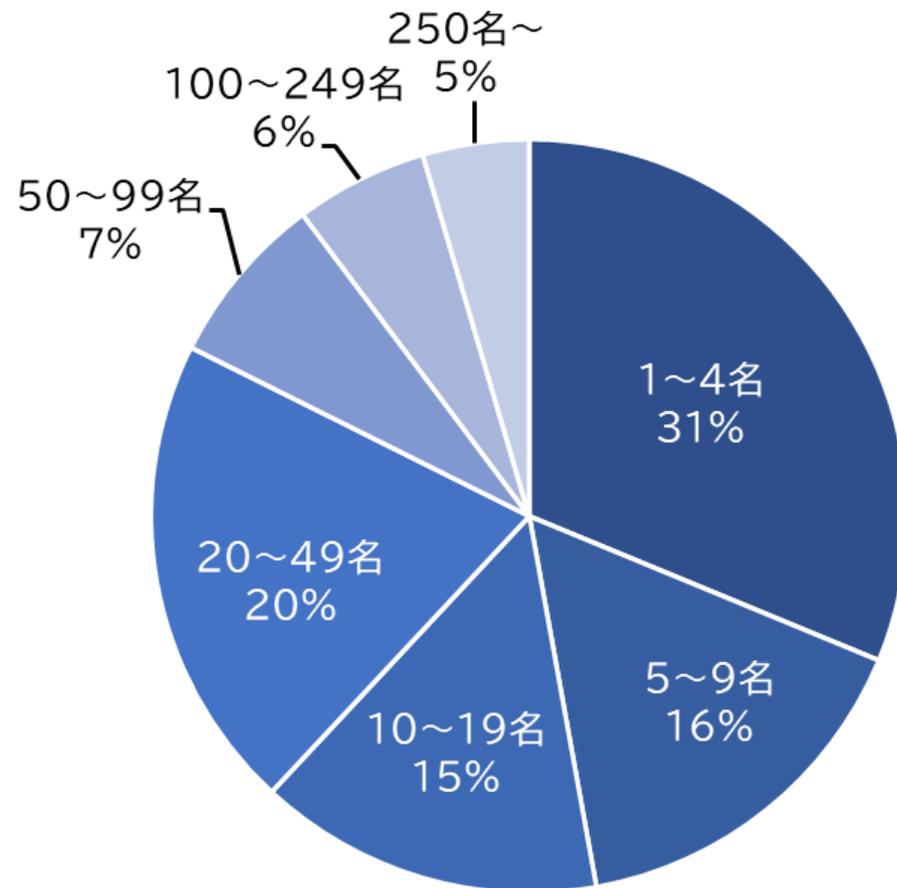
出典：厚生労働省安全衛生部，2010～2022年の合計

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

# 業種別の死傷者に占める死亡者の割合

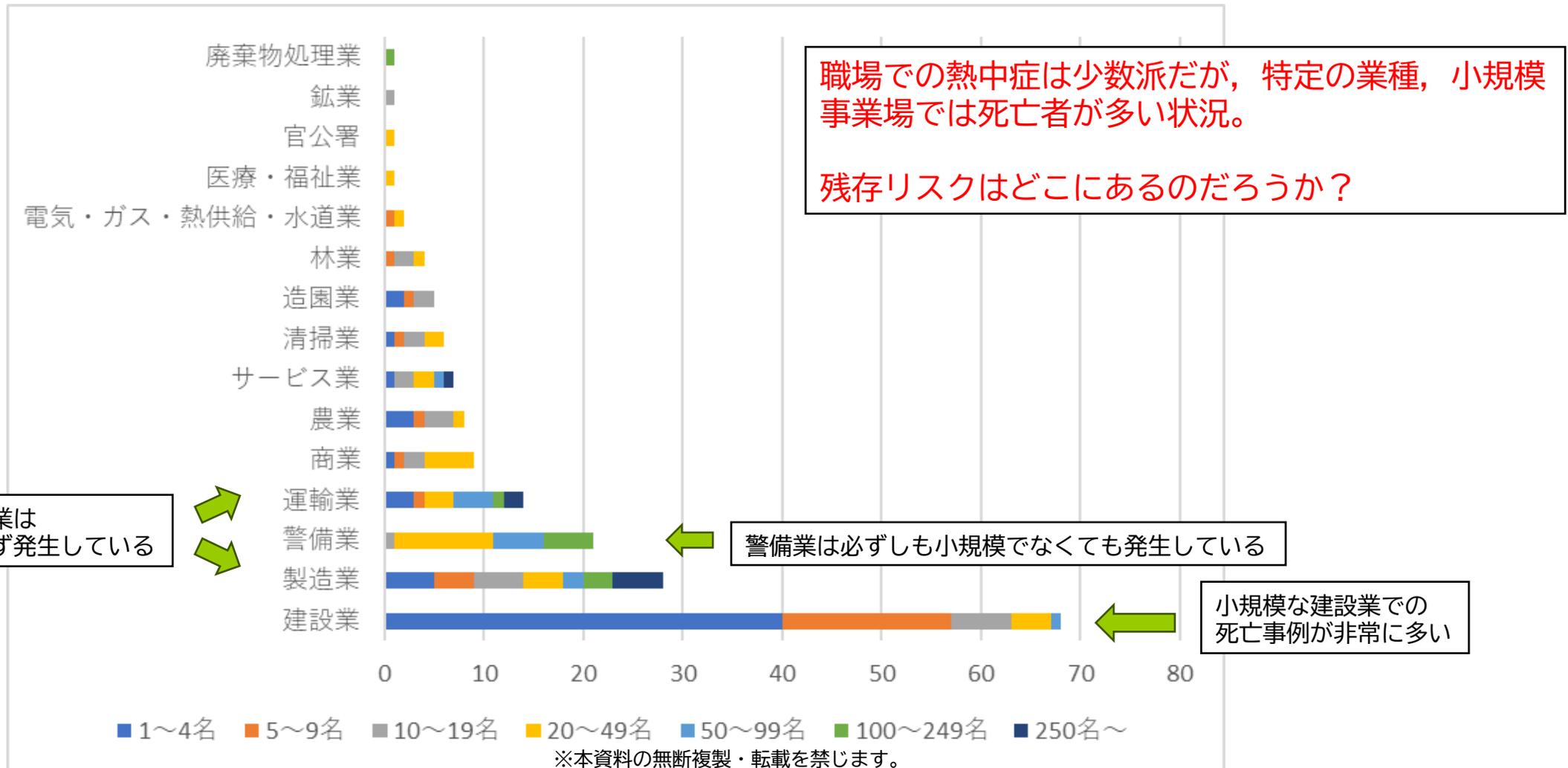


# 事業所規模と熱中症死亡者数



- 熱中症死亡災害の大半は小規模事業場で発生。
  - 10人未満の零細企業で47%，50人未満の小企業で82%を占める。
  - 大企業では熱中症死亡災害はほとんど起きなくなっている
  - 小規模事業場では熱中症対策が不十分な可能性が高い。
- 小規模事業場ならびに小規模現場における対策が必要。

# 業種別・規模別の熱中症死亡者数



# 3. 労働現場における熱中症防止対策

- 熱中症とは？
- 熱中症の発生状況
- 労働現場における熱中症防止対策
- 法令改正による規制強化
- 芸術・芸能の職場における熱中症対策を考える



# 熱中症対策

## (1) 暑熱状況の把握

- WBGT指数計の準備と測定
  - 黒球付き測定器による測定
  - 測定結果の周知
  - 測定できない場合は、環境省の公表値を活用
- WBGTを用いた暑熱環境の評価
  - WBGT基準値表により評価
  - 衣服による影響を加味すること。
  - 基準値を超えていた場合、何らかの対策が必要。

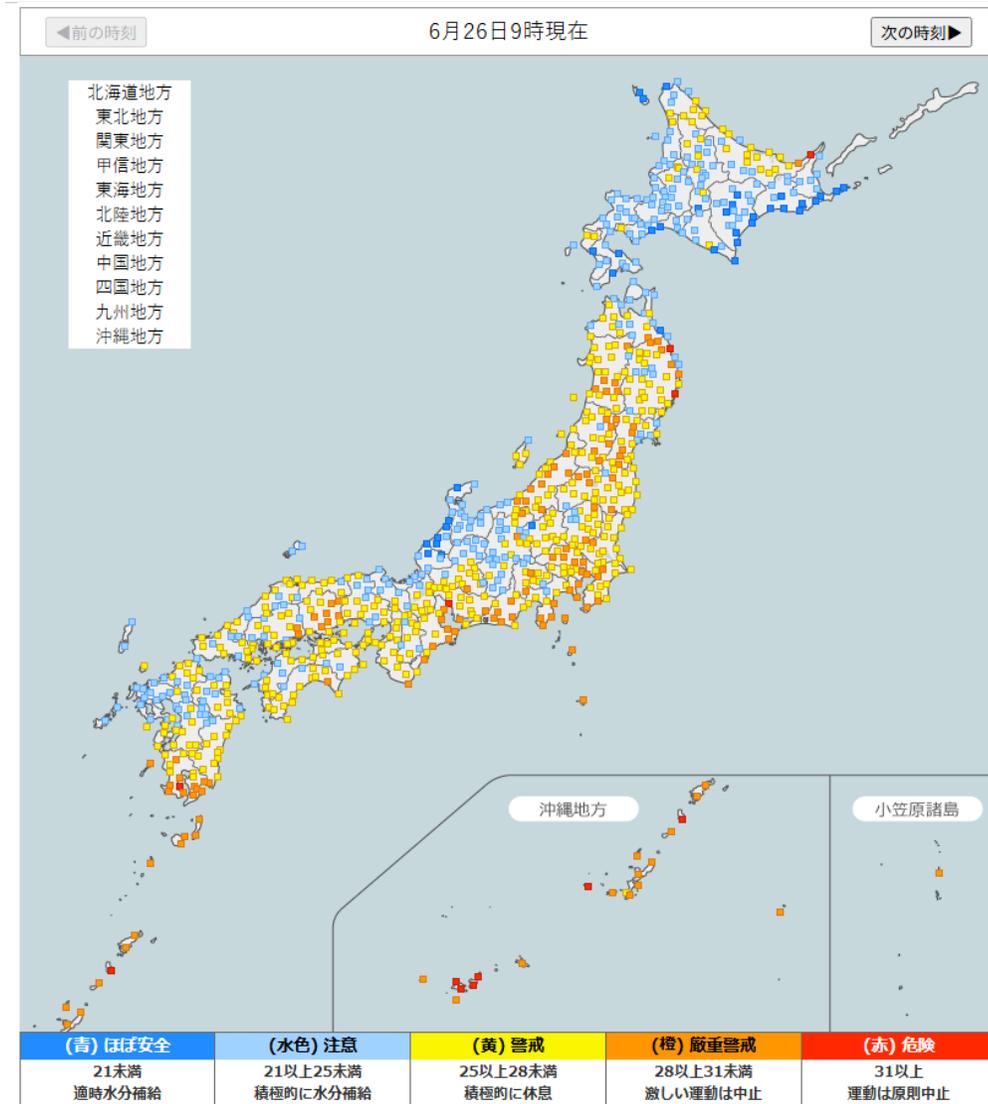


	順化あり	順化なし
安静	33	32
低代謝率	30	29
中程度代謝率	28	26
高代謝率	26	23
極高代謝率	25	20

# (参考) 環境省によるWBGT公表値

## 熱中症予防情報サイト

ホーム 全国の暑さ指数 熱中症特別警戒情報 暑さ指数について 熱中症対策 普及啓発資料 関係府省庁の取組 民間事業者との取組



- 環境省は気象庁の協力の下、気象データを用いたWBGT予測値ならびに実況値をWeb上にて公開しています。
- 厳密にはWBGTの原理に則っていないが、それに近い値が出るようになっています。
- WBGTの測定が難しい場合において、参考値として活用可能です。
- ただし、測定方法ならびに測定地点、測定環境の差異により、誤差が生じる可能性に留意してください。

環境省熱中症予防情報サイト：<http://www.wbgt.env.go.jp/>

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	<p>軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)；手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け)；腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。</p> <p>立位でドリル作業(小さい部品)；フライス盤(小さい部品)；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん(坦)な場所での歩き。</p>	30	29
2 中程度代謝率	<p>継続的な手及び腕の作業〔くぎ(釘)打ち、盛土〕；腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両)；腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫)；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造</p>	28	26
3 高代謝率	<p>強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。</p> <p>重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。</p>	26	23
4 極高代謝率	<p>最大速度の速さでのとても激しい活動；おの(斧)を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。</p>	25	20

# WBGTによる暑熱リスクの評価

## ②WBGT基準値による評価

衣服補正值を加えたWBGT値がこの値を超えている場合



熱中症発症リスクが高くなると言われている、  
「**深部体温38℃以上**」になる可能性あり



何らかの対策が必要



# WBGTによる暑熱リスクの評価

## ②WBGT基準値による評価

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例 芸能の現場で想定される作業	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	<p>軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)；手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け)・腕及び脚の作業(通常)</p>  <p>シナリオを書く，タイピング，設計図を描く，デザイン画・絵コンテを描く，衣装を縫う，パソコン作業</p> <p>機；2.5 km/h 以下での平坦(坦)な場所での歩き。</p>	30	29
2 中程度代謝率	梯子や脚立・イントレに上り下りをする，美術装飾の製作（トンカチ，木のカット），運転，マイクをブームで持ち続ける，カメラ位置に立ち続ける，感情の起伏の大きい演技をする，荷下ろし，荷揚げ，舞台やスタジオ・イベント会場の搬入搬出作業及び設営，幕の上げ下ろし	28	26
3 高代謝率	大道具の運搬，スタジオや劇場の天井部分での照明のセッティング，フィルムカメラ等を手持ちで長時間撮影，数千名を対象にした歌唱やダンス等の演技，緊張を伴う長時間の演奏，ぬいぐるみを着てダンスやパフォーマンス，すっぽんや奈落・舞台袖など暗所での作業や衣装の早替え，時代劇や甲冑などの衣装の演技	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速歩きの上での激しい活動 火だるま，高所からの落下の演技，交通事故の演技，天井部分でのスタジオや劇場の天井部分での照明のセッティング，激しい運動を伴う演技	25	20

衣服補正値を加えたWBGT値がこの値を超えている場合



熱中症発症リスクが高くなると言われている，  
「**深部体温38°C以上**」になる可能性あり



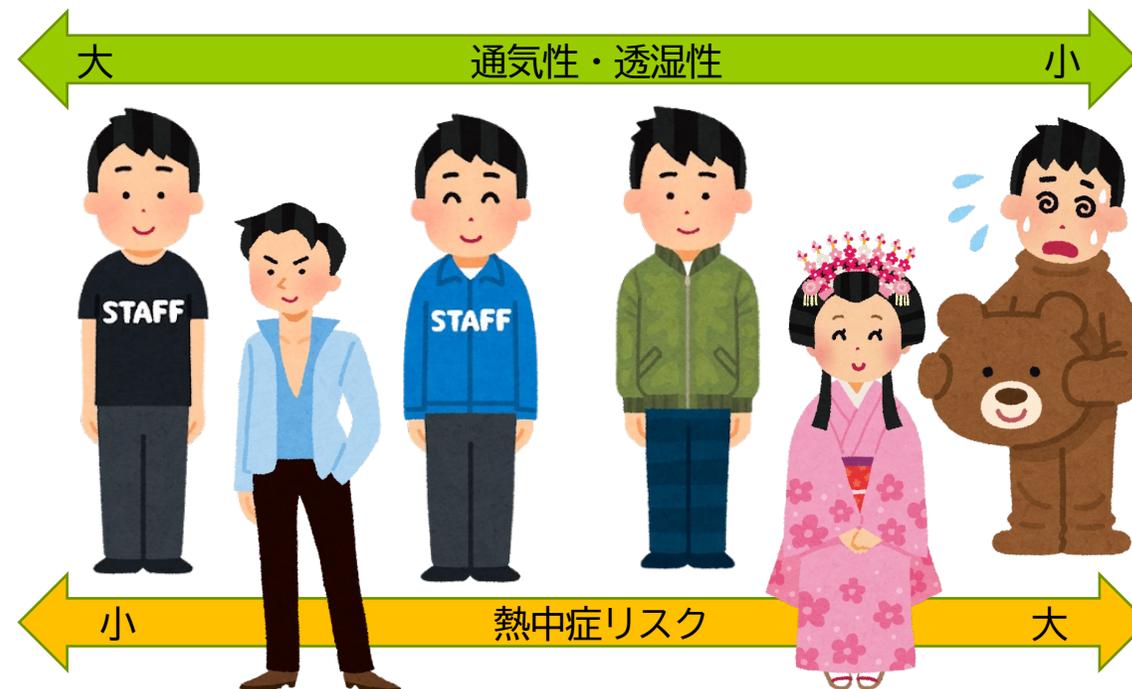
何らかの対策が必要

# WBGTの衣服補正

衣服	WBGT補正值
作業服	0
つなぎ服	0
単層のSMS不織布製のつなぎ服	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	2
織物の衣服を二重に着用した場合	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	10
フード付きの単層の不透湿つなぎ服	11
服の上に着たフードなし不透湿のつなぎ服	12
フードがある場合の加算	+11

測定されたWBGT値に、衣服による補正值を加算した値で評価する。

- 熱中症リスクは、透湿性の高い素材の衣服では低く、透湿性の低い素材の衣服では高くなる。
  - 着用する衣服によっては、熱中症リスクが高くなる点に注意。



# 熱中症対策

## (2) 暑熱ばく露の軽減

- 作業中の暑熱環境を改善する対策をできる範囲で実施
  - 日よけの設置
  - 発熱体からの遮蔽物の設置
  - 冷房（スポットクーラー）
  - ミストファンの活用
- 服装の検討
  - 可能な範囲で通気性の良い服装を選択する
  - 有効性が確認されている防暑服等を採用する

※本資料の無断複製・転載を禁じます。



# 熱中症対策（２）暑熱ばく露の軽減

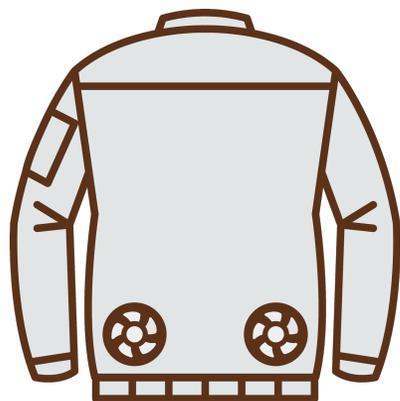
## ⇒ 風通しの良い服装を選ぶ

- 可能な範囲で通気性の良い，涼しい服装を選ぶ
  - 防護服など，服装によっては熱中症のリスクが高くなるものもある
- ファン付き防暑服，クールベストなど，有効性が確かな防暑服を用いる
  - ある程度の効果はあるが，熱中症を防止するものではないので，過信はしない
  - 体温よりも気温が暑いときは，熱風が入ってくるだけでほとんど効果がなくなることに注意



# 熱中症対策（２）暑熱ばく露の軽減 防暑服・防暑グッズの活用について

- 暑いところでの作業が必要な場合、防暑服・防暑グッズの活用は体温上昇を防ぐ意味で有効である（ただし過信は禁物）
- 冷却材を用いたクールベストと、ファン付き作業服の併用は有効
- 相転移型(PCM)のクールベストは、冷えすぎず、クーラーボックスや流水で再固化可能なため、現場で使いやすい
- 冷水循環方式の冷却ベストも有効性は高い（チラー型など）



# 熱中症対策（3）

## 作業負荷の軽減

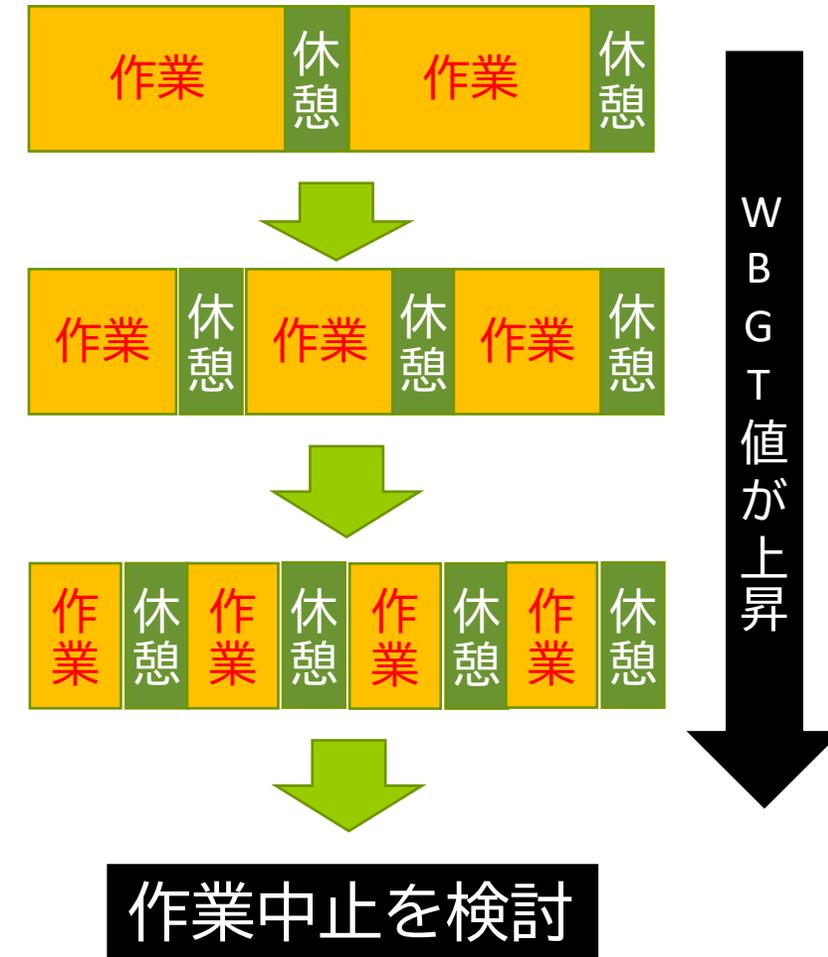
- きつい作業，負荷の大きい作業を行うと，熱中症のリスクが高まります。
- WBGTが基準値を超過しているときは，一段軽い作業への変更も考慮してください。



# 熱中症対策（４）

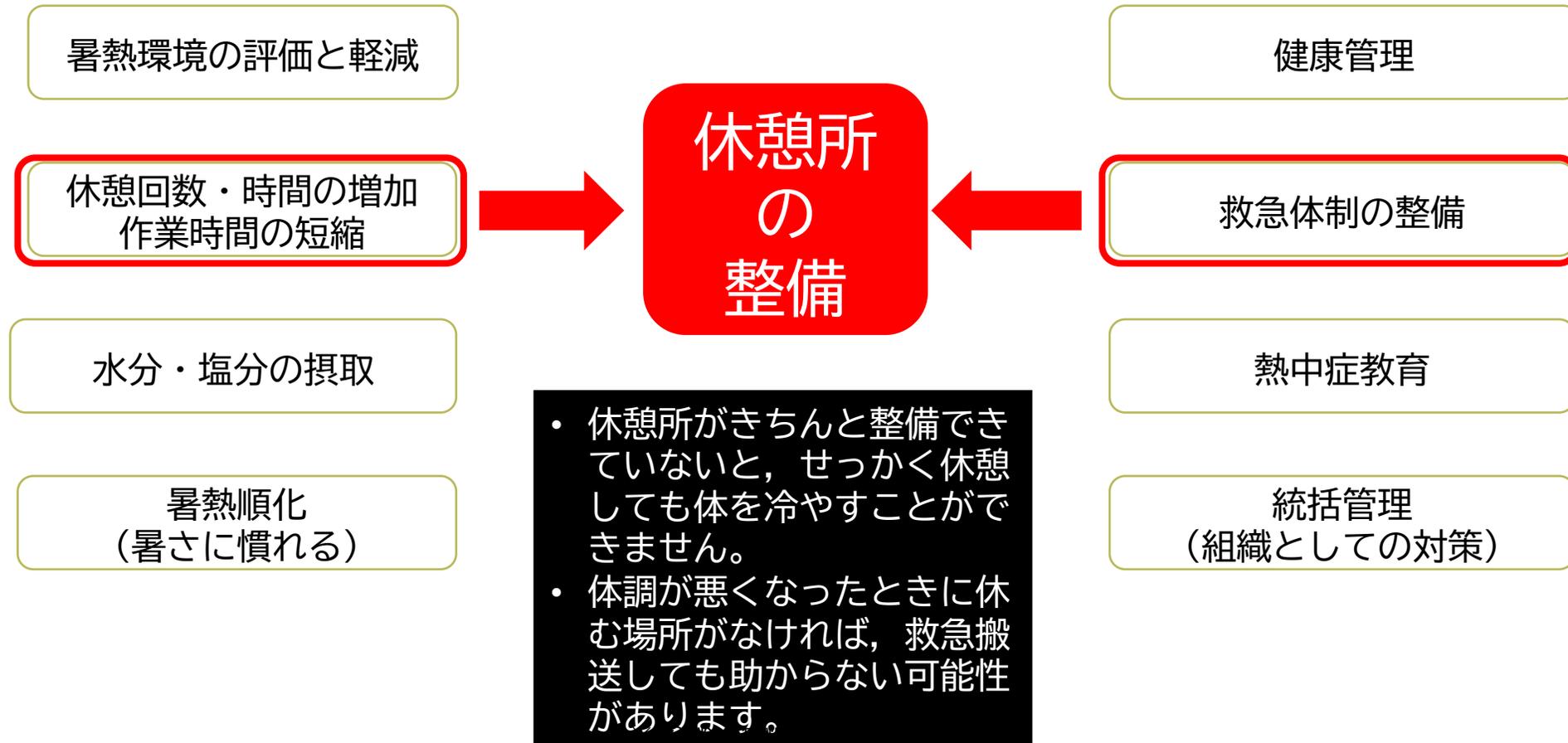
## 休憩を取る，ピーク時間帯の作業を避ける

- WBGT値が基準値を大幅に超過しているとき，以下のような対策の検討を考慮。
  - 休憩間隔の短縮，休憩時間の延長
  - 暑さのピーク時間帯の作業中止
  - 早朝，夜間などへのシフト（周辺対策上，困難な場合も）
- **ポイント**
  - **WBGT値が超過した時の対応について，あらかじめ決めてあるか？**
  - **実際に実施されているか？**



# 熱中症対策（5）休憩所の整備

熱中症防止に必要な対策として「休憩所の整備」が非常に重要



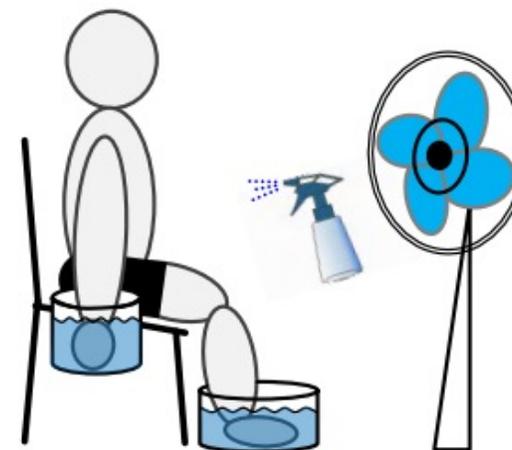
# 小規模現場での休憩所設置の事例 (大手ハウスメーカーの事例)



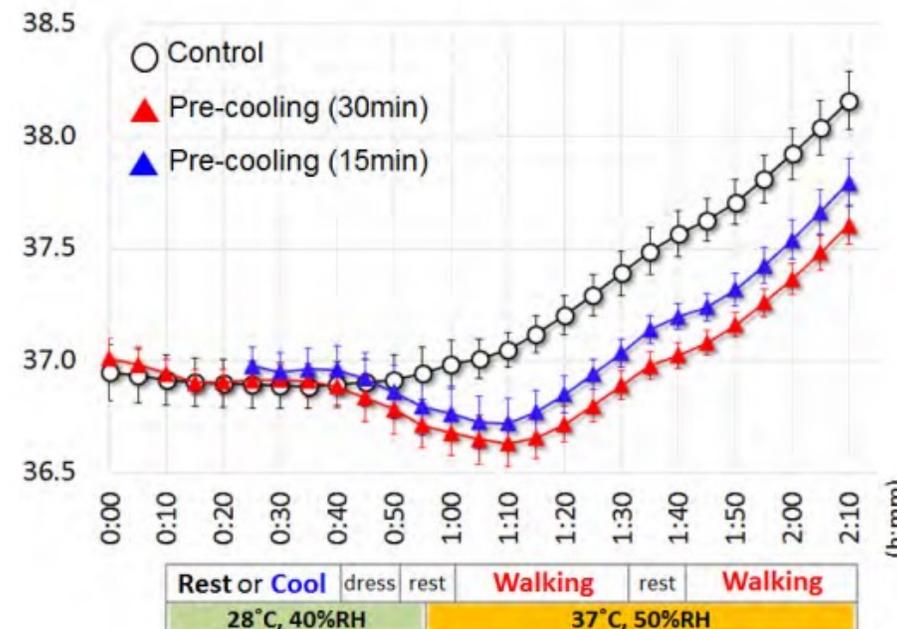
- 一般家屋建設現場における，足場材・遮光ネットを利用した簡易休憩所
  - 一般家屋建設現場は現場が狭小であることが多く，休憩所設置が難しいとされる。
  - 足場材を使って簡易的な休憩所を設置することにより，狭小地でも設置可能な休憩所を，経費を抑えて設置が可能。
  - 遮光ネットで覆うことにより，風通しを維持しつつ日射を遮る効果や，内側からの見通しを維持した上で，外側からの目隠し効果が期待できる。
  - ミスト付き扇風機やベンチを設置することにより，より効果的な休憩所とすることができる。

# 作業開始前，休憩時の 「プレクーリング」の活用

- 活動前に身体冷却を行う「プレクーリング」を行っておくと，体温上昇が抑制され，活動可能時間を延長することが可能
- プレクーリングの方法として，手足の浸水や，送風スプレーがある（併用すると効果が高い）
- 飲用して身体の中から冷やす「アイススラリー」が市販されているので，これを活用するのもよい



直腸温 (°C)



# 熱中症対策（6）

## 定期的な水分・塩分の摂取

- 熱中症を防ぐためには、「定期的に水と塩分をとること」が必要。
  - 水だけ，塩分だけでは不十分。水分と塩分を両方摂取する必要がある。
  - のどが渇いてから，のどをうるおすだけでは全く足りません。
  - 一時間にペットボトル1本以上が目安。
  - 定期的に，意識的にとるよう心がける。



# 熱中症対策（7）計画的な暑熱順化

- あらかじめ暑熱環境に慣れることによって、熱中症に強い体を作ることが可能。
  - 皮膚血管拡張反応，発汗反応の促進による体温低下作用の増強
  - 汗中の塩分濃度低下による，塩分損失の緩和
- 暑くなる前，暑熱作業に入る前に暑熱順化を獲得させることが重要
  - できれば計画的に暑熱順化できる仕組みを考える
- 数日間暑熱環境から遠ざかると暑熱順化が失われてしまうことに注意
  - 梅雨明け，お盆明けに注意が必要。



# 熱中症対策（８）

## 作業員の健康状況の確認

- 持病によって熱中症リスクが増加する
  - 糖尿病，高血圧症，心疾患，慢性腎不全，皮膚疾患，自律神経機能に影響のある薬剤の使用 等
  - 入職時や定期健診の際に確認し，必要に応じて措置を行うことが必要。
- 体調不良によって熱中症リスクが増加する
  - 風邪，発熱，下痢，嘔吐，飲酒，二日酔い，朝食抜き，睡眠不足 等
  - 朝礼時や巡視時，休憩時に健康状態を確認することが重要。
  - 作業員から申し出やすい環境，無理をさせない環境づくりが重要。

# 熱中症対策（9）

## 管理体制，教育研修など

- 事業所としての管理体制を整える
  - 熱中症予防管理者の選任を推奨
  - 熱中症予防対策マニュアルを整備する
  - 職場巡視により，対策実施状況や問題の有無を確認する
  - 体調不良時に申し出やすい環境を心がける
- 教育研修を実施する
  - 管理者向け，作業者向け
- 緊急時の対応についてのマニュアルを整備する

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

# 熱中症対策（10）救急体制

- 少しでもおかしいと思ったら、無理をせずに休むことが重要。
- 下記のような症状が出たら、すぐに涼しいところで横になり、水分・塩分を摂取。
  - めまい，立ちくらみ，手足がつる，こむら返り
- 下記のような症状が出たら，躊躇なく救急車を呼ぶ。
  - 頭痛，吐き気，嘔吐，意識障害，高体温
- 熱中症は対応を誤ると取り返しがつかないことになりかねない。勇気を持った行動が自分や同僚を守る。
- 単独作業はできるだけ避け，複数人で作業するようにする。



# 熱中症防止に特に大事なこと

- 休憩時間を定期的に取り（暑いときは回数と時間を増やす）
- おかしいと思ったらすぐに涼しい場所で休み，水分・塩分を取る
- 体を冷やし，休むことができる休憩場所を確保する
- 水分・塩分は定期的接種する（水だけでは駄目）
- 単独作業は極力避ける
- 絶対に無理はしない，無理はさせない
- おかしいな，と思ったらすぐに連絡，中等症以上のときは救急車を要請
- 法令準拠はもちろん，「クールワークキャンペーン」のチェックリストで準備状況を確認！

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

## 4. 法令改正による規制強化

- 熱中症とは？
- 熱中症の発生状況
- 労働現場における熱中症防止対策
- 法令改正による規制強化
- 芸術・芸能の職場における熱中症対策を考える

# 熱中症に関連する条文（1）

## 労働安全衛生法

### 労働安全衛生法

#### （事業者の講ずべき措置等）

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、**高温**、**低温**、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 . . .

#### （罰則）

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、**六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金**に処する。

- 一 第十四條、**第二十条から第二十五条まで**、（中略） . . . の規定に違反した者

# 熱中症に関連する条文（2）

## 労働安全衛生規則 ※2025年6月施行以前

### （温湿度調節）

第六百六条 事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

### （気温、湿度等の測定）

第六百七条 事業者は、第五百八十七条に規定する暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場について、半月以内ごとに一回、定期的に、当該屋内作業場における気温、湿度及びふく射熱（ふく射熱については、同条第一号から第八号までの屋内作業場に限る。）を測定しなければならない。

2 第五百九十一条第二項の規定は、前項の規定による測定を行つた場合について準用する。

### （ふく射熱からの保護）

第六百八条 事業者は、屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉等があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じなければならない。

2 事業者は、屋内作業場に前項の溶融炉等があるときは、当該屋内作業場において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該溶融炉等の放射するふく射熱からの保護措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。ただし、加熱された空気を直接屋外に排出するときは、この限りでない。

### （加熱された炉の修理）

第六百九条 事業者は、加熱された炉の修理に際しては、当該炉の修理に係る作業に従事する者が適当に冷却される前にその内部に入ることについて、当該炉を適当に冷却した後でなければその内部に入つてはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

### （坑内の気温）

第六百十一条 事業者は、坑内における気温を三十七度以下としなければならない。ただし、高温による健康障害を防止するため必要な措置を講じて人命救助又は危害防止に関する作業をさせるときは、この限りでない。

### （坑内の気温測定等）

第六百十二条 事業者は、第五百八十九条第二号の坑内の作業場について、半月以内ごとに一回、定期的に、当該作業場における気温を測定しなければならない。

2 第五百九十条第二項の規定は、前項の規定による測定を行つた場合について準用する。

### （発汗作業に関する措置）

第六百七十七条 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

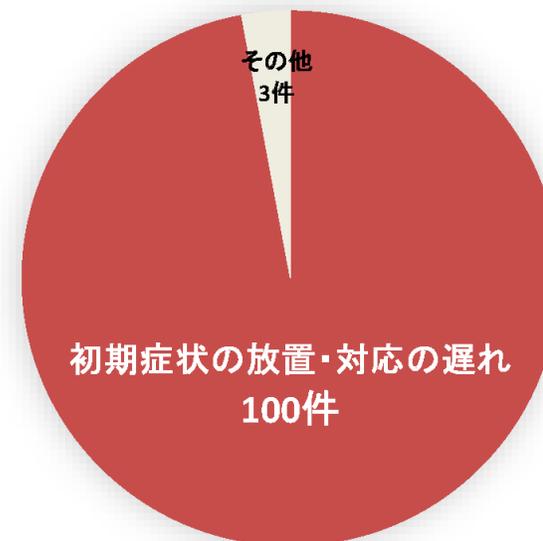
# 厚生労働省における熱中症対策の強化の動き (第174回 労働政策審議会 安全衛生分科会)

## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

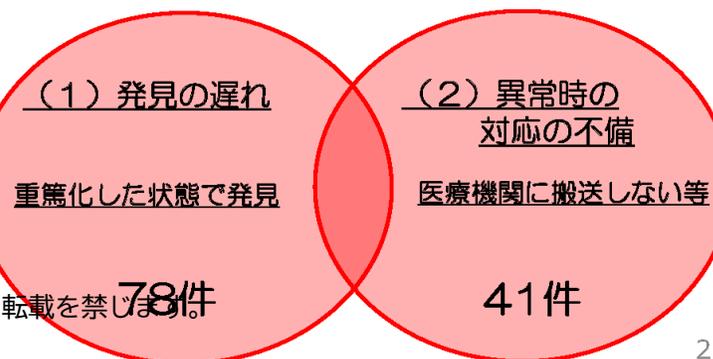
### 職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- **ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**

### 熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



### 早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

「令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます」

## 職場における 熱中症対策の強化について

### 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

#### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

#### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

# 改正後の労働安全衛生規則

(令和7年4月15日改正, 6月1日施行)

## 今回追加される条文

### (熱中症を生ずるおそれのある作業)

第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、**あらかじめ**、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の**報告をさせる体制を整備**し、当該作業に従事する者に対し、**当該体制を周知**させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、**あらかじめ**、作業場ごとに、**当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順**を定め、当該作業に従事する者に対し、**当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知**させなければならない。

以下は従前どおり。

### (発汗作業に関する措置)

第六百七十七条 事業者は、**多量の発汗を伴う作業場**においては、労働者に与えるために、**塩及び飲料水を備えなければならない**。

## 基本的な考え方



## 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

## 対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
 ※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

# 5. 芸術・芸能の職場における 熱中症対策を考える

- 熱中症とは？
- 熱中症の発生状況
- 労働現場における熱中症防止対策
- 法令改正による規制強化
- 芸術・芸能の職場における熱中症対策を考える

# 芸術・芸能分野における熱中症の実態

- 芸術・芸能分野での熱中症は「個人事業主」「業務請負」が多いため、労働災害としての報告・統計に上がってこない場合が多い
- 一方で、日本芸能従事者協会のアンケートによれば、業務中に熱中症を経験したとの回答は多い

# 労災として報告されている事例

- 2019/7/28, 大阪府枚方市（ひらかたパーク）での事例
- 娯楽業, 28歳, 男性

令和元年8月1日からスタートするショーの練習のため、令和元年7月28日午後7時30分頃から、ひらかたパーク園内のパームプラザにおいてダンス等の練習を行い、午後7時52分頃に練習を終えて、パームプラザから130メートルほど離れた控室に戻る途中で、着ぐるみを着ていた被災者が自力で歩けなくなり、仲間に両脇を抱えながら控室に戻り介抱されていたが、心停止状態となり、その後救急搬送された病院で死亡した。

# 熱中症対策 実態調査アンケート

Arts Workers Japan

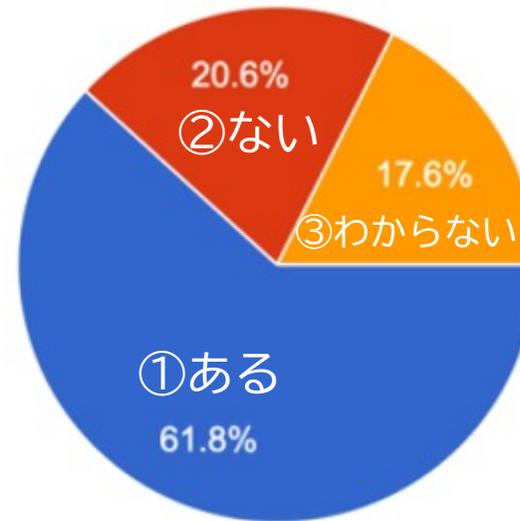
- 調査対象：文化芸術・芸能に従事するすべての方
- 回答時間：約4問 約4分
- 実施期間：2025年5月31日～継続中
- 調査主体：一般社団法人日本芸能従事者協会



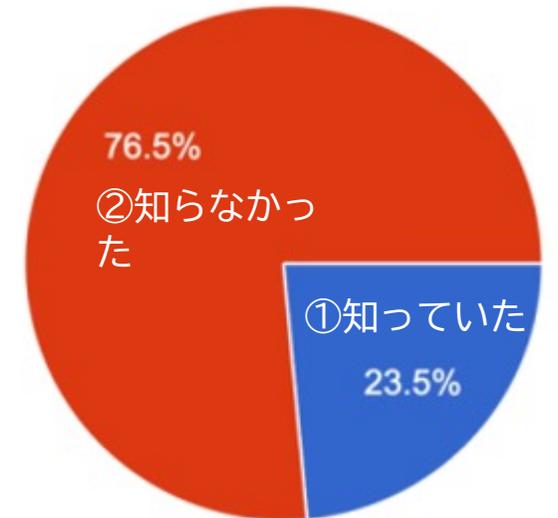
業務中に現場などで熱中症になったことはありますか？



業務の現場で事業者が熱中症の対策を取らないことで不安に思ったことがありますか？



厚労省の労働安全衛生規則の改正で熱中症対策が罰則付きで強化されることについて



# 文化芸術・芸能従事者

## 熱中症対策実態調査アンケートより

### 「業務上の熱中症の経験や、見聞きしたこと」

- 俳優が熱中症を我慢しているという話をよく聞く
- 20年ほど前，野外での映画撮影後に演者の女性が動けなくなり，病院に搬送されたのを見たことがある
- 真夏，8月の撮影中にスタッフ何名かが熱中症にかかった
- 炎天下の沖縄で戦没者追悼式を撮影中に熱中症にかかり，終了まで耐えるも，その後倒れる
- とにかくここ数年の猛暑では、現場に入るまでに熱中症になる or 熱中症になりかけて現場に入ってからダウンする事が多い。
- 釣り番組のスタッフでしたが収録前の移動時間を軽減するためコンビニなどでの水分補給ができなかった。現場が現場だけに細かい対策が必要では？と、疑問に感じたが外部スタッフなので意見する事ができなかった。

# 文化芸術・芸能従事者

## 熱中症対策実態調査アンケートより

### 「業務上の熱中症の経験や、見聞きしたこと」

- 8月の京都での外の撮影で、倒れそうなほど暑い気候で、苦しかった経験をした俳優がいました。テントは用意されていましたが、外にいるだけでも体調が崩れそうなくらいの暑さで、時期をずらしてほしいとの意見がありました。
- 真夏に駅から5分以上歩く場所でのオーディション会場に行く最中に熱中症になったことがある。また会場に入るまでも外で5分以上待たされたことがあり、会場に着いて頭がクラクラ、吐き気がした。会場までの道のりで水分補給等対策を取っていた。
- 真夏の撮影中、ロケバスになんの指示もないまま放置され、エアコンもなくトイレも現場近くになく、食事も15時すぎまで与えられず指示を仰げるスタッフもいなかった。その後頭痛が始まるが怒られるのが怖くてレポートできなかった。水の提供すらなかった。
- 過去に学校公演の会場(体育館)で鑑賞中の児童が暑さが原因なのか、体調不良となり保健室に行ったことがありました。

# 文化芸術・芸能従事者

## 熱中症対策実態調査アンケートより

### 「業務上の熱中症の経験や、見聞きしたこと」

- 野外での合戦シーンの撮影で、甲冑をつけた俳優複数名(詳しく周知されませんでしたでしたが、エキストラや、それに近いポジションの方だと思います)が熱中症で体調不良になった現場に居合わせたことがあります。
- 熱中症ではありませんが、夏場に外待機で火傷に近い日焼け(跡が目立たなくなるまで1年近くかかりました)をおったことがあります。エキストラだったため、ビニールシートにテント(全員が日陰に入るのは難しい広さ)かつ、使える場所は公衆トイレしかなく、日焼け止めをきちんと塗り直せる十分な環境がありませんでした。熱中症の危険もある現場だったと思います。
- 熱中症の逆の真冬の話ですが(しかも雪が降った翌日)の極寒の日に半袖、スカートの衣装で13時間過ごさせられ、結果低体温症になった事が16年くらい前のドラマ現場であります。

# 文化芸術・芸能従事者

## 熱中症対策実態調査アンケートより

### 「誰がどのような対策を取ったらよいか？」

- プロデューサーがちゃんと予算を取って欲しい。
- 制作、イベントが予算を増やし、施工日数に余裕を持つ。中抜き業者を排除し、予算を確保して現場に水分や日陰を作る。
- 交代制で撮影できるように、クライアントが交代要員の人件費を増やす。
- 個人の対策も必要とは思いますが、スタッフサイドの準備も必要だと思います。水分補給+氷やコールドスプレーなどもあるとよい。
- プロデューサーなど上部の方の徹底した指導のみならず細かな確認は必要だと思う。
- 真夏のロケ撮影を控える。休憩を小まめにとる。必ず現場に日陰の休憩場を作る
- 休憩をこまめに取る、水分を用意することが大切
- 8月の気温では、警報が出るくらいの暑さで撮影は危険ですので、8月の外の撮影は控えてほしいです。
- 撮影時間を短くする。時間を限定。自由に水が飲める環境を作る。気分が悪くなったらすぐに言える環境。

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

# 文化芸術・芸能従事者

## 熱中症対策実態調査アンケートより

### 「誰がどのような対策を取ったらよいか？」

- 正直な所、知識や教養のなさから常識的判断ができない方や、似非科学、スピリチュアルなものに傾倒し無理難題を突きつける方がとても多いです。基本的な研修も必要だと思いますし、製作環境において、専門知識を持った方や第三者機関の立ち会いなどが必要だと考えています。
- 一人だけでインストールさせる業務は暑い夏季の状況では避けるべき行為だ。倒れたとして、誰も気付かない状況下で倒れるからこそ、死に至る。お互いを助け合いながら仕事することが真っ当な仕事である。
- 名のある俳優さんたちにはスタッフさんがついて対策を取っていらっしゃると思いますが、無名の俳優、特にエキストラは後回しか、無対策になっているように感じます。夏場に関しては、専門に近くケアをする人員確保も必要かと思います。
- やはり無名役者は立場が弱く、命の危険を感じても自分からはなかなか言えません。限界を感じてスタッフさんに言った私も仮病扱いをされました。監督側でも制作側でもなくあくまでも中立な立場として、その道のプロ、医療のプロなどが役者達(勿論スタッフさんも)の体調を見て回る、など身体や体調管理のプロの目があると助かると思います

# 芸能協会と構図が似ている例： シルバー人材センターでの熱中症事例

- シルバー人材センターも，大半が個人との請負契約で雇用関係にないため，労働基準法・労働安全衛生法の適用外で，労災としての統計にも上がってこない（芸能業界と構図が似ている）
- 就業中の災害も多く，熱中症も全国で年に数件の死亡事例が報告されている。
- それ以外では，高所からの転落等の死亡災害が多い。
- 法令の適用外ではあるが，労働者と同様の対策が必要。

# まとめ

- 熱中症は「きちんと対策・対応すれば防げる」  
(発症しない, 発症しても重症化しない)
- 今回, 法令改正で熱中症対策が義務化されたが, 従来通り皆が出来ることを確実に実施することが大事
  - WBGTによる熱中症リスクの把握
  - 有効な休憩所の設置
  - 休憩サイクルの設定
  - 水分・塩分の摂取
  - 計画的な暑熱順化
  - 健康状態の把握
  - 救急体制の整備

# 芸術・芸能の現場での熱中症を防止するために必要と思われること

- 無理をしない，無理をさせない現場
- 体調が悪い時にすぐに言える環境
- 発注者側，制作者側も含め，熱中症に対する知識を得る
- 休憩場所（体を休め，冷やせる場所）の確保
- 暑さに応じて，休憩をきちんと取る
- 水分・塩分を定期的にきちんと取る
- 単独作業を避け，お互いに調子を確認しながら作業する
- 暑さに慣れておく（暑熱順化）
- 体調管理には気をつける

労働者・従事者側ではどうにもならない点が多いが，各自が出来ることをすることが重要。  
発注者側，業界全体の意識改善が必要。

# これから求められる 熱中症対策

- 夏場のロケ等は熱中症リスクが高く、熱中症対策が必須
- 夏の間、ロケを行わない現場も出てきている
- 個人での対応では限界がある
- 今後は、発注者側、制作者側が熱中症対策について真剣に考えていく必要がある

## 大河 夏場ロケ原則せず

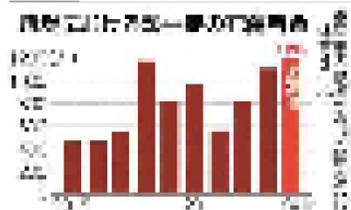
「時代に合うドラマ作りを」



来年放送の「豊臣兄弟!」 熱中症対策

来年放送の大河ドラマ「豊臣兄弟!」の撮影現場で、スタッフが熱中症対策として、冷却シートや扇風機を使用している様子。現場では、俳優やスタッフの健康を最優先とし、無理な撮影は行わない方針が示されている。

## 暑さで労災国が対策強化



暑さで労災国が対策強化。厚生労働省は、熱中症対策の徹底を呼びかけ、現場での対策を強化している。また、労働者に対する熱中症対策の教育も進められている。

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

(2025/4/9 中日新聞社会面より、一部画像処理)

# 熱中症は「必ず防げる災害」

## □ 熱中症は

- きちんと対策を行い
- 適切な処置を行えば

必ず防止，あるいは軽症で済ますことができる災害である。

この差は非常に大きいです

## □ その一方で

- 対策を怠ったり
- 適切な処置を行わなければ

現代の最新医療でも救えない，非常に重篤な災害となりうる。

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

# ご清聴ありがとうございました

今後暑くも暑い夏は続くと思いますが、  
皆の力で熱中症を防止していきましょう！



**JNIOOSH**

National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

※本資料の無断複製・転載を禁じます。